

若年労働者の現状と高校教育の課題 第2回

東京大学大学院教育学研究科 教授 本田 由紀

1. 現下の労働市場の状況

本連載の第1回では、日本における教育と仕事との関係の特徴とその変化、それが働く若者たちにもたらしている過酷な状況、その背景について概観した。前回の原稿を執筆していた時期以降、さらに厳しい現実が顕わになっている。周知のように、サブプライムローン問題に端を発する金融危機・経済危機は日本の労働市場にも明らかに波及しており、「派遣切り」「非正規切り」のみならず、新規学卒予定者の採用内定取り消しや「正社員切り」までが大規模に発生している。2009年1月30日の厚生労働省発表によれば、新規高卒者の内定取り消しは77事業所206人、新規大卒者等の内定取り消しは244事業所1009人に達しており、厚生労働省に記録が残る1993年度以降最悪の状況にあると報道されている。こうした現状に対し、厚生労働省は職業安定法施行規則の改正により、内定取り消しを行った企業名を公表するなどの措置を講じているが、それがどれほどの抑止効果をもつかは不明である。また来年度以降は新規学卒者の採用そのものが減少に転ずると予測されており、「就職氷河期」の再来が危惧されている。

前回述べたように、90年代以降、人件費が安く雇用保障の脆弱な非正社員の増加と正社員の労働強化による収益獲得体制への傾斜を進めてきた日本経済は、2000年代半ばに一時的な回復

期を経験したものの、その後の世界的な景気の冷え込みの中で、過去十数年の間に蓄積されてきた雇用と労働の問題状況がいきなり深刻化している。それはもはや若者だけの問題ではなく、すべての年齢層に及ぶ問題となっているが、やはり労働市場への新規参入者である若年層はそのときどきの経済状況の影響をもっとも直接的に被ることは確かである。

こうした事態に対しては、労働市場や社会保障の改革を通じた対処が不可欠であることは言うまでもないが、それと並行して、教育を通じた対処もまた求められる。より具体的には、従来の日本社会ではあまり顧みられることのなかった「教育の職業的意義」の立て直しという課題が、現在の日本の教育システムには突き付けられていると筆者は考えている。

それでは、「教育の職業的意義」をどのように捉え、いかなる実践を教育現場に導入していくべきか。以下ではまず「教育の職業的意義」の2つの側面を整理した上で、そのうちのひとつについて焦点を絞った議論を行おう。

2. 必要とされる「教育の職業的意義」の2側面

「教育の職業的意義」には、大きく分けて、〈すべての働く者にとって必要とされる共通の知識やスキル〉と、〈個々の職業分野に応じて異なる知識やスキル〉という2つの側面が含ま

れる。熊沢（2006）は、前者を「職業教育総論」、後者を「職業教育各論」と呼んでいる。従来の日本において「職業教育」と言えば、後者の分野別の教育がイメージされることが多いだろう。それゆえ、「職業教育各論」は言わば「狭義の職業教育」であり、それと「職業教育総論」を合わせたものを「広義の職業教育」として位置づけることができる。

この2つについて、熊沢（2006, 165-168頁）の記述の中身をより詳しく見てみよう。まず、「職業教育総論」には次の4つの要素が含まれる。

① 「この社会の分業構造の中にあるさまざまな仕事の比率と、それぞれの仕事果たす社会的役割と、社会的に要請される職業倫理」。

② 「働く人びとがこうした仕事について感じることのできるやりがい」および「その仕事にまつわる現実のしんどさ」。

③ 「そのしんどさを同じ職場、同じ仕事、同じ地域で働かなかまと協同して改善する方途」、具体的には主として「労働基準法、労働組合法（労働三権）、労働安全衛生法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児休業法のような労働法、雇用・年金・医療保険など社会保障のしくみ、そして生活と権利を守るため労働者たちが遂行してきた社会運動の歴史と現状」。

④ 「どんな仕事につくにせよ今日の職業人すべてに要請される教養の諸領域」、具体的には「消費者教育、金融教育、司法教育、政治参加、メディアリテラシー、環境教育、食育、育児・介護教育」および「余暇の楽しみ」に関する教育（ただし④は一般教育との境界線上にある）。

また、「職業教育各論」については、熊沢（2006, 168-169頁）は次のように述べている。「各論とはもちろん、それぞれの仕事分野に応じた知識と技能の学びです。（中略）現時点では、現実の仕事のME化・OA化・IT化、企業活

動のグローバル化などに伴う職種境界の不断の変動にフレキシブルに対応できるような、多能的な知識と技能の教育が十分に施されねばなりません。仕事に関するこうした十分の知識や技能こそは、若者たちにはじめに与えられた単純な職務の内容を、裁量権のより大きい『おもしろい』営みに変えてゆく力の基礎になります」。

こうした熊沢の議論を筆者なりに解釈するならば、「職業教育総論」は仕事の世界を俯瞰するとともに、そこにある諸問題に対して働く者が〈抵抗〉し改善してゆくことを目的とするものであるのに対し、「職業教育各論」とは有能な職業人として仕事の世界に〈適応〉することを目的とするものである。働く者は、仕事の世界にただ〈抵抗〉しているだけでも、逆にひたすら〈適応〉しようとしているだけでも、どちらも自らを苦境に追い込むことになるだろう。それゆえ、「職業教育総論」と「職業教育各論」は「教育の職業的意義」を構成する不可欠の両輪であり、両者を併せて追求することが望まれる。

3. 働く者の権利に関する教育が必要とされる理由

本稿では、「職業教育総論」と「職業教育各論」のうちの前者に焦点をしぼり、かつ、熊沢が前者の構成要素としてあげた①～④の中でも特に③に照準を定めて、今日におけるその重要性を示したい。

先の引用にあるように、「職業教育総論」の③とは、雇用と労働に関する法律、さらに言えばそれらによって守られるべき、働く者の諸権利に関する知識である。それらをすべての若者に伝えることが現下の経済社会情勢のもとでは喫緊の課題となっている。その理由は他でもなく、現在の仕事の世界では、働く者の権利が容易に踏みにじられる事態が広範に発生しているからである。

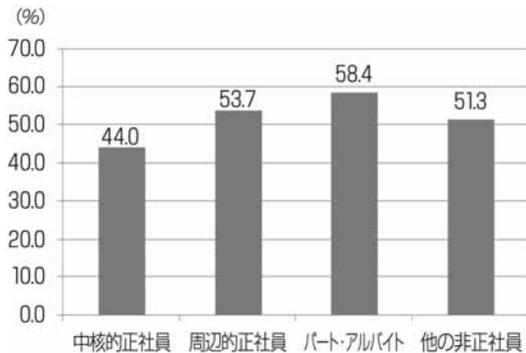


図1 雇用形態別 違法な処遇の経験

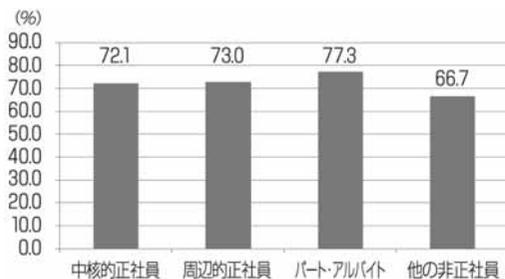


図2 雇用形態別 違法な処遇に対して「何もなかった」比率

たとえばNPO・POSSEが2008年6～7月に500名の若者に対して都内で実施した路上アンケート調査¹によれば、全体の半数強の若者が職場で違法な処遇を経験している。この調査では、働く若者の雇用形態を、定期昇給と賞与のある「中核的正社員」、定期昇給と賞与のいずれかを欠く「周辺的正社員」、「パート・アルバイト」、そして派遣社員・契約社員などの「他の非正社員」という4つに区分しており、この区分別の違法な処遇の経験率を示したものが図1である。違法な処遇の経験率は「パート・アルバイト」でもっとも高く58%に及び、「中核的正社員」ではやや低く44%であるが、雇用形態間でそれほど大きな差はない。

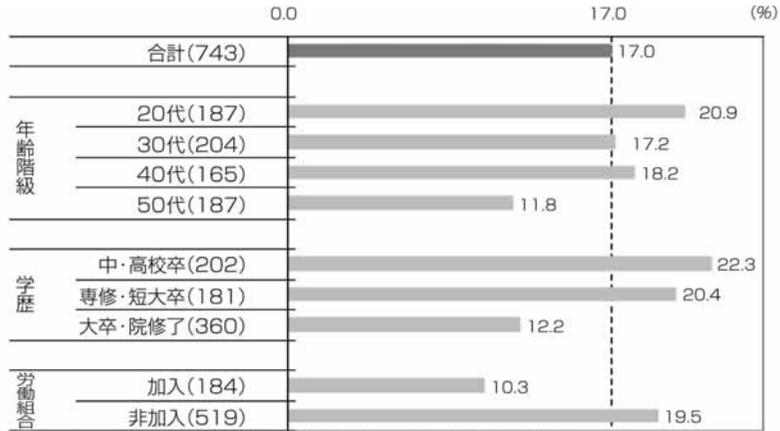
違法な処遇の具体的な内容としてもっとも多かったのは「残業代不払い」であり、次いで「有給休暇の取得ができない」、「雇用保険に加入できない」、「社会保険に加入できない」な

どがあげられている。連合総研が2008年10月に実施した「第16回勤労者の仕事と暮らしについてのアンケート」調査結果²を見ても、残業のある労働者の中で43%は不払い残業を経験しており、同比率は30代男性では54%、40代男性では57%に達している。こうした結果はPOSSE調査の結果とほぼ符合するものである。

POSSE調査では、このような違法な処遇を経験した者に、いかなる対処を講じたかを質問しており、それに対して4人中3人が「何もしない」と回答している。この比率を雇用形態別に見ても、やはり差はほとんど見られない(図2)。さらに踏み込んで、「何もしない」と回答した者にその理由をたずねると、「違法だと思ったが、是正させることができると思わなかった」、「そのときは違法だとわからなかった」がそれぞれ約2割ずつを占め、次いで「違法だと思ったが、職場の人間関係が壊れると思った」、「違法だと思ったが、どうすればいいかわからなかった」などが1割前後となっている。

このように、働く若者の間では違法な処遇が蔓延しているにもかかわらず、あるいは蔓延しているがゆえにこそ、そうした事態に対する諦念や無力感もまた広がっている。このような状態が放置されることにより、働く人々の権利は悪循環的にいっそう侵害されていくおそれが強い。ある新聞記者の方の話では、企業経営者の中には「うちは労基法はやってないから」と発言する例もあるという。すでに、違法というよりも無法と呼んだほうがふさわしい職場も珍しくないのである。

このような事態に歯止めをかけるためには、個々の働く人々が自ら声をあげて違法な処遇を是正してゆく必要がある、そのための必要条件として、働く者にとって何が権利として認められているかに関する知識をまずもつことが不可欠である。しかし、こうした知識が、働く者の間でしっかりと共有されているかについては疑



(注1) ()内は各グループの人数(N)を表す。(注2) 無回答を除いて算出
 [参考] 60代前半: 8.9%

図3 労働者の権利を知る機会がなかったとする割合(属性別)

問である。先にも触れた連合総研の調査では、「労働者の権利を知る機会がなかった」という回答の比率が調査対象者全体の2割近くを占めており、その比率は年齢層が若いほど、学歴が低いほど、そして労働組合に未加入である者において、高くなっている(図3)。すなわち、労働市場において、より無防備な立場であり、それゆえ法律などの知識により自らを守らなければならない必要性の高い者ほど、そうした知識を得る機会がないという状況に置かれているのである。

それでは、働く者の権利についての知識を若者に伝える場として有効なのはどこかということを考えるならば、筆者はそれは高校であると考え。現在、中学校を卒業した者の98%までが高校に進学しており、高校は大半の若者が経験する教育機関となっている。高校よりも上の教育段階に進学する者の比率は上昇傾向にあるが、それでも新規高卒者の約2割は高校卒業後に就職し、また進路未決定のまま高校を出る者も相当数存在する。彼らの大半にとっては、高校が最後に経験する教育機関となる。それゆえ、高校という場において、そこを經由して様々な進路へと旅立ってゆくすべての生徒に対し、働

く者の権利について十分な知識を与える必要があると考えることには十分な妥当性がある。

では、実際に高校ではどれほど働く者の権利についての学習が行われているのだろうか。佐藤・高橋(2005)は、全国の7000名以上の高校生に対して実施された調査データを用いて、労働者の権利の理解状況に関する分析を行っている。その結果、調査で提示した4つの権利項目のうち「残業したら残業手当を要求できる」については「決められている」という正答が81%に達したが、「働く人は必ず一定以上の時給をもらえる」については正答率が64%(誤答21%、「わからない」15%)、「アルバイトは有給休暇を認められない」については正答率が41%(正答は「決められていない」と下がり(誤答35%、「わからない」25%)、「アルバイトでも労働組合を作れる」については正答率が12%(誤答48%、「わからない」40%)と著しく低い。これら4項目の中でいくつに正答したかの分布を見ると、2つに正答した者が40%と最多であり、3つ正答は27%、4つすべてに正答した者は4%にすぎない。高校生の中で正答数が相対的に多くなっているのは卒業後の予定進路が「進学」である者、次いで「正社員に内定」

している者であり、未内定者やフリーター、進路未定の者では正答数が低い。「正社員に内定」している者の中では、就職予定企業の規模が大きいほど正答数が多くなっている。高校ランクや校内成績で見ると、ランクや成績が高い生徒のほうが労働者の権利の理解度が高い。すなわち、卒業後にすぐ就職する者やフリーターになる確率が高い者など、労働者の権利を知っている必要のある者のほうがそれを知らず、逆にランクや成績が高く進学を予定しているような高校生が、「勉強」を通じて得られる一般知識の一環として労働者の権利について知っているという傾向が見出される。

なお、この分析結果では、高校在学中のアルバイト経験の有無によって労働者の権利についての知識には差が見られない。ただし、アルバイト経験のある高校生は高校ランクが高くない高校ほど多くなっているため、アルバイトで権利を知る効果と、ランクの影響とが相殺し合っている可能性がある。

このような調査結果は、高校において働く者の権利についての学習が一定程度は行われているものの、その知識の定着は不十分であり、かつ、もっともそうした知識を必要とするはずの層において知識が浸透していないことを物語っている。

それに加えてもうひとつ重要なのは、単に知識をもっていても、それが権利の侵害への是正という行動には必ずしもつながらないということである。先に触れたPOSSE調査の結果では、違法な処遇に対して「何もしない」若者の多くは、現状が違法であることがわかっているにもかかわらず、その先の行動にはいたっていなかった。それゆえ、働く者の権利を守る法律などについての知識を伝えるだけでなく、その知識を生かして実際にどのように行動していけばいいかという実践的なふるまい方と態度・姿勢についても伝える必要があるのである。

こうした課題は、高校という場、そこを支える教師の方々にとって、きわめて困難な課題であるように思われるかもしれない。そこで次節では、このような課題に取り組んでいるある高校の例を参照し、そこからいくつかの示唆を引き出してみたい。

4. ある高校における実践例

厚生労働省は、昨年8月に「今後の労働関係法制度をめぐる教育の在り方に関する研究会」を開設した。この研究会は、「労働関係法制度をめぐる知識、特に労働者の権利に関する知識が、十分に行き渡っていない状況」を踏まえ、実態把握と「労働関係法制度をめぐる実効的な教育の在り方」を提示してゆくことを目的としている³。こうした研究会が開設されたという事実自体が、ここまで本稿で述べてきた課題の重要性に対する政策的認識の高まりを示すものである。

この研究会は2009年1月までに5回開催され、2008年12月に開催された第4回研究会では、神奈川県立田奈高等学校の吉田美穂教諭が、田奈高校での取り組みを報告されている。ウェブ上で公開されている研究会議事録⁴に基づき、その取り組みのあらましを以下に紹介したい。

田奈高校の卒業生の進路は「1/3強が進学、1/3弱が就職、1/3が未定・その他」という形で分布しており、「未定・その他」の大半は「フリーター」を意味する。こうした進路状況には生徒の家庭の経済的な事情が影響している。田奈高校では、「総合的な学習の時間」を活用して実施しているキャリア教育の一環として労働法教育を位置づけ、生徒全員が共通の内容を学ぶ1年時に特に集中して労働法教育を行っている。同校ではキャリア教育に関して独自のテキストを作成しており、そのテキストの中で従来は「フリーターは不利だ」という点を強調していた。しかし、一定割合の生徒がどうしてもフ

リーターになっていかざるを得ないという状況のもとで、単に「フリーターは不利だ」と教えるだけでは生徒をいっそう自嘲的にすることにしかならないとの判断に基づき、新たに「アルバイト、フリーターの権利を考えよう！」という項を盛り込んだと吉田教諭は述べている。

田奈高校では生徒の4分の3がアルバイトをしており、その中には学費、定期代、学用品代、弁当代などをアルバイト料でまかなっている生徒も少なくないため、同校ではアルバイトを許可制ではなく届出制にしている。このように、「生徒の大半はすでに労働者」であるという現状をふまえ、「生徒の体験を授業の中で活かしながら労働法と結び付けて、より印象に残る、自分のこととして法律や権利について学べるもの」として、前掲の「アルバイト、フリーターの権利を考えよう！」という項が考案されたという。その内容は28問からなるクイズ形式であり、「神奈川県に住んでいます。近所のお店でバイトして、もらっている賃金が、時給700円です。安くて不満だけどその契約で始めたので、しかたないでしょうか。」という最低賃金に関する問いや、「バイト中に事故に会い、1ヶ月入院することになりました。入院費や休業補償は、払ってもらえるでしょうか。」という労働災害に関する問いなどが並んでいる。

生徒たちは、たとえば最低賃金に関する問いをめぐって「あっ、私、最低賃金以下だ。」と気づいたり、また労働災害に関する問いに対しては「それは無理でしょう。だって自分が悪いじゃん、自分がコケたんじゃん。」という反応が返ってきたりするという。そうした生徒たちの様子について、吉田教諭は次のように述べている。

生徒の大半は労災という認識はなくて、過剰な自己責任、先ほども人に迷惑をかけてはいけないとか、意外にも彼らはそのような倫理観を

強く持っていて、このような事故でも自己責任とってしまいがちだなと思いました。改めて彼らに労災の範囲として通勤時間が入るなどの説明をすると、たくさん書いた書類の中に通勤ルートを書くものがあったようなのですが、「この間バイト先に行く道を書かされたけど、あれはそのためなのか。」と気が付いたりして、何のための書類かはわからないが、出された書類を一生懸命に書いているのだと思うのです。そのような反応が出てきたりするので、やはり具体的に説明しないと駄目だということを感じています。権利を自分のものとして考えるということは、かなり身近な教材にしていく必要があるということです。

ただし、吉田教諭はそれに続けて、「しかし、身近な教材で総合の時間に取り組んでいけば、使える形の知識が身に付くのかと言うと、それほど簡単ではないということも強調しておきたいと思います。」とも述べている。それを物語る事例として吉田教諭は、ある生徒がアルバイトを辞めたいのに辞めさせてもらえず、困っていたケースをあげている。この生徒は1年のときに上記の授業を受けており、労働者は辞めることができるということや、特に高校生の場合には保護者の許可が必要であることは知っているにもかかわらず、アルバイト先で「大人に高圧的に、特に契約書などを見せられて上から話されると、絶対言い返せない」という状態に陥っていたが、担任がしっかりと説明して保護者からアルバイト先に連絡してもらうことにより、ようやく辞めることができたとのことである。

こうした経験から、吉田教諭は、単発の授業だけでは働く者の権利を生徒に伝えることは難しく、継続して生徒の体験と学びをつなげてゆく必要があること、しかしそれは教員にとって負担が大きいため、教員自身がアドバイスを受けることができるしくみや、校内に専門家がい

て気軽に相談できる体制をつくる必要性を述べている。

さらに吉田教諭は、一般の教科における労働法教育にも言及し、以下のような具体例をあげて報告を結んでいる。

一度、やって良かったかなと思ったのは、1年生の総合でフリーター、アルバイトのことを学んでいる時期に、現代社会の授業では日本の経済を扱っているのだから、日本経済の変化を雇用の面から見ようと。なぜ、フリーターのような非正規雇用が増えてきたのだろうか、そういったつながった領域で授業をしたときには、生徒から「この間の話とちょっとつながった、現社でそのことちょっとやった。」という声が出てきたりして、いろいろなものをつなげていく必要があるかなと感じました。身近な問題をいろいろな角度から見せて、つなげていくような展開が必要ではないかと思っております。

5. 働く者の権利に関する教育を高校でいかに行うか

以上に紹介してきた田奈高校の取り組みは、働く者の権利についての教育を高校で行うことの可能性や課題について、様々な示唆を与えてくれる。第一に、アルバイトなど、生徒の実生活や体験と結びつけた教え方が必要であること。第二に、単発の授業だけでなく、継続的な指導が必要であること。第三に、労働法などに関する専門家による教師への日常的支援が必要とされること。第四に、一般教科を含む教育課程全体を有機的に関連付けた指導が望まれること。

このような取り組み例を参照しつつ、働く者

の権利に関する教育が高校教育の現場で広がっていくことが期待される。むろん、高校だけではなく、それよりも上の教育段階においても、さらには社会人に対しても、仕事の場での違法・無法にく抵抗するための知識と姿勢を、様々な機会を通じて伝えてゆく必要がある。

しかも、働く者の権利に関する教育は、「教育の職業的意義」を構成するひとつの側面であるにすぎない。次回以降では、より視野を広げながら、「教育の職業的意義」について論じてゆきたい。

<注>

1 この調査結果の概要は、今野（2008）を参照。

2 この調査結果の概要は、以下のURLを参照。

<http://rengo-soken.or.jp/%2316%E7%9F%AD%E8%A6%B3%E3%80%80%E7%B5%90%E6%9E%9C%E6%A6%82%E8%A6%81.pdf>

3 研究会開催要綱より。

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/08/dl/s0808-11a.pdf>

4 <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/12/txt/s1201-3.txt>

<引用文献>

熊沢誠, 2006, 『若者が働くときー「使い捨てられ」も「燃えつき」もせず』ミネルヴァ書房。

今野晴貴, 2008, 「08年度POSSE『若者の仕事アンケート調査結果』ーやりがいと違法状態の狭間でー」『POSSE』vol.2.

佐藤博樹・高橋康二, 2005, 「労働のセーフティネットを使いこなすためには何が必要かー労働者の権利に関する理解に着目して」『若年者の就業行動・意識と少子高齢社会の関連に関する実証研究（平成16年総括研究報告書）』, 厚生科学研究費補助金政策科学推進事業。